

平成23年5月27日

国立大学法人長崎大学
学長 片峰 茂 様

福島県災害対策本部長
福島県知事 佐藤 雄平
(公印省略)

20kmから30km圏域における災害弱者等の医療確保について

東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力(株)福島第一原子力発電所放射能汚染事故により、極めて困難な状況でありました20kmから30km圏域における災害弱者等の医療確保につきましては、長崎県、長崎市、長崎大学、長崎県医師会、県立医大、自衛隊、消防機関、地元の医師会・歯科医師会・医療機関・市町村、相双保健福祉事務所、日本精神保健福祉士協会等の連携による「在宅(巡回)診療」を通じ、地域住民の健康と安全・安心に繋がったところであり、心から御礼を申し上げる次第でございます。

おかげさまを持ちまして、これまで延1500件を超える在宅・避難所の巡回等により、生命の危機の可能性のあった住民5名の入院や、口腔ケアによる誤嚥性肺炎等の防止、さらには心のケアによる地域住民・スタッフのメンタルヘルス確保など、大きな成果をあげ、所期の目的を達したものと考えております。

つきましては、順次、地元医療機関が診療を再開し、救急・入院機能も徐々に回復しつつあることを踏まえ、災害弱者等の在宅(巡回)診療については、予定どおり今月末をもって終了とし、地元医療機関等に引き継ぐこととさせていただきたいと存じます。

改めて、これまでの御支援に衷心より感謝を申し上げますとともに、確実なる復興を進めてまいりますことをお誓い申し上げます。

(事務担当 病院局 佐竹 電話024-521-7817 FAX024-521-7924)

平成23年3月28日

国立大学法人長崎大学
学長 片峰 茂 様

福島県災害対策本部長
福島県知事 佐藤 雄平
(公印省略)

東京電力福島第一原子力発電所放射能汚染事故に係る地域医療の確保について

東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所放射能汚染事故により、国は、同発電所から半径20km圏域の住民に避難指示を行うとともに、20kmから30km圏域の住民に屋内退避の指示を行う一方、物資不足などにより住民生活の維持が困難であるとして自主避難を促しているところであります。

当該20kmから30km圏域は、環境放射能モニタリング測定値が、人体に影響のない範囲に止まっており、生活拠点である地域を再生していこうとする動きが見られております。

しかしながら、「県内全域に放射能被害がある」等の誤解や風評等が広まり、水や食料、燃料などの救援物資搬送の停滞のみならず、地域医療の確保が喫緊の課題となっております。

つきましては、「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知)の規定に基づき、下記の救助業務について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 要請業務：災害弱者の医療支援 など
- 2 要請期間：平成23年4月1日（金）から当面2か月間程度
- 3 活動拠点：福島県立医科大学
- 4 その他：要請業務の具体的な実施については、別途相談させていただきます。

(事務担当 病院局 佐竹 電話024-521-7817 FAX024-521-7924)

平成23年5月27日

長崎県知事
中村 法道 様

福島県災害対策本部長
福島県知事 佐藤 雄平
(公印省略)

20kmから30km圏域における災害弱者等の医療確保について

東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力(株)福島第一原子力発電所放射能汚染事故により、極めて困難な状況でありました20kmから30km圏域における災害弱者等の医療確保につきましては、長崎県、長崎市、長崎大学、長崎県医師会、県立医大、自衛隊、消防機関、地元の医師会・歯科医師会・医療機関・市町村、相双保健福祉事務所、日本精神保健福祉士協会等の連携による「在宅(巡回)診療」を通じ、地域住民の健康と安全・安心に繋がったところであり、心から御礼を申し上げる次第でございます。

おかげさまを持ちまして、これまで延1500件を超える在宅・避難所の巡回等により、生命の危機の可能性のあった住民5名の入院や、口腔ケアによる誤嚥性肺炎等の防止、さらには心のケアによる地域住民・スタッフのメンタルヘルス確保など、大きな成果をあげ、所期の目的を達したものと考えております。

つきましては、順次、地元医療機関が診療を再開し、救急・入院機能も徐々に回復しつつあることを踏まえ、災害弱者等の在宅(巡回)診療については、予定どおり今月末をもって終了とし、地元医療機関等に引き継ぐこととさせていただきたいと存じます。

改めて、これまでの御支援に衷心より感謝を申し上げますとともに、確実なる復興を進めてまいりますことをお誓い申し上げます。

(事務担当 病院局 佐竹 電話024-521-7817 FAX024-521-7924)

平成23年3月28日

長崎県知事
中村 法道 様

福島県災害対策本部長
福島県知事 佐藤 雄平
(公印省略)

東京電力福島第一原子力発電所放射能汚染事故に係る地域医療の確保について

東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所放射能汚染事故により、国は、同発電所から半径20km圏域の住民に避難指示を行うとともに、20kmから30km圏域の住民に屋内退避の指示を行う一方、物資不足などにより住民生活の維持が困難であるとして自主避難を促しているところであります。

当該20kmから30km圏域は、環境放射能モニタリング測定値が、人体に影響のない範囲に止まっており、生活拠点である地域を再生していこうとする動きが見られております。

しかしながら、「県内全域に放射能被害がある」等の誤解や風評等が広まり、水や食料、燃料などの救援物資搬送の停滞のみならず、地域医療の確保が喫緊の課題となっております。

つきましては、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）の規定に基づき、下記の救助業務について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 要請業務：災害弱者の医療支援 など
- 2 要請期間：平成23年4月1日（金）から当面2か月間程度
- 3 活動拠点：福島県立医科大学
- 4 その他：要請業務の具体的な実施については、別途相談させていただきます。

（事務担当 病院局 佐竹 電話024-521-7817 FAX024-521-7924）